

# 一般社団法人中部電気管理技術者協会

## 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人中部電気管理技術者協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を愛知県名古屋市千種区に置く。  
2 本会は、総会の決議を得て必要な地に支部を置くことができる。  
3 支部に関する必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

### 第2章 目的及び事業

(定義)

第3条 この定款において、中部地域とは、経済産業省中部近畿産業保安監督部の電気に係る管轄区域（近畿支部及び北陸産業保安監督署の管轄区域を除く。）をいう。  
2 この定款において、電気管理技術者とは、電気事業法施行規則第52条の2第1号に規定する要件に該当する者をいう。  
3 この定款において、電気保安管理業務とは、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に関わる業務並びにエネルギー使用の合理化に関する調査及び研究をいう。  
4 この定款において、法人法とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律をいう。

(目的)

第4条 本会は、中部地域において、電気管理技術者が行う電気保安管理業務に関する技術の向上及び情報交換を図り、電気保安に関する行政施策の円滑な運営に協力し、電気の利用者に電気及び合理化に関する啓発活動を実施し、電気事故防止に寄与することによって社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 電気保安管理業務に関する調査・研究
- (2) 電気保安管理業務についての指導・助言
- (3) 電気保安管理業務に関する講習会、研究会、講演会等の開催
- (4) 電気管理技術者等に対する業務支援
- (5) 電気管理技術者の職務倫理の確立に関すること
- (6) 電気保安管理に関する行政施策の協力に関すること
- (7) 電気保安管理業務に関する会誌、研究報告書等の発行
- (8) その他本会の目的を達成するための必要な事業に関すること

### 第 3 章 会員

(法人の構成員)

第 6 条 本会の会員は、正会員、特別会員、準会員及び賛助会員とし、正会員及び特別会員をもって法人法上の社員とする。

- 2 正会員は、中部地域で電気保安管理業務を行う電気管理技術者とする。
- 3 特別会員は、広い見識と学識経験の豊かな個人であって、理事会から推薦された者とする。
- 4 準会員は、事業所選任の電気主任技術者及び電気管理技術者を目指す個人とする。
- 5 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体とする。

(会員資格の取得)

第 7 条 本会の会員（特別会員を除く。）になろうとする者は、理事会の決議を得て別に定める手続きに従い、理事会の承認を得なければならない。

- 2 特別会員になろうとする者は、理事会の決議を得て別に定める手続きに従い、理事会の承認を得なければならない。
- 3 法人又は団体たる賛助会員にあつては、その代表者を定め、会長に届け出なければならない。

(経費の負担)

第 8 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び準会員は、会員になったとき及び毎年度、総会において別に定める額の入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 特別会員は、入会金及び会費の納入を要しない。
- 3 賛助会員は、総会において別に定める額の会費を納入しなければならない。

(退会)

第 9 条 会員（特別会員を除く。）は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 特別会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出し、理事会の承認を得ることにより退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次の何れかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (2) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 法人又は団体が解散又は破産したとき。
- (4) 第 8 条の規定に対して支払督促後、なお 6 ヶ月以上履行しなかったとき。
- (5) 正会員が中部地域内において、電気管理技術者として電気保安管理業務を行うことができなくなったとき。

(権利及び義務)

第 12 条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品等は返還しない。

## 第 4 章 総会

(種別)

第 13 条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、これをもって法人法上の社員総会とする。

(構成)

第 14 条 総会は、すべての正会員及び特別会員をもって構成する。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 定時総会は、毎年1回、事業年度終了後2ヶ月以内で開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催する。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 正会員及び特別会員の総数の10分の1以上の正会員及び特別会員は、会長に対し、臨時総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員及び特別会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、正会員及び特別会員の総数の過半数が出席し、出席した当該正会員及び特別会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が

第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第21条 総会に出席できない正会員及び特別会員は、予め通知された事項について、書面又は他の正会員及び特別会員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。

3 第1項の規定により議決権を行使する正会員及び特別会員は、第20条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 理事又は正会員及び特別会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員及び特別会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条の2 理事が正会員及び特別会員の全員に対して、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、正会員及び特別会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員及び特別会員のうちから総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第23条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上15名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とする。また、理事の中から副会長、専務理事及び常務理事を置く。

3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理

事を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任及び選定)

第24条 理事及び監事は、正会員及び特別会員のうちから総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより本会を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時総会終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時総会終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任した者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の議決によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、総会において定める役員報酬等の総額の範囲内で、理事会の決議を得て別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事、監事に対しては、会議等に要する費用を弁償しなければならない。

(責任の免除又は限度)

第30条 本会は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第34条の2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した代表理事及び監事が記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 本会の事業報告書及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 貸借対照表附属明細書
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第2号、第3号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款及び会員名簿を事務所に備え置きするものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。



(残余財産の処分)

第41条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会において正会員及び特別会員の決議を得て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 解散に基づく残余財産の分配について、総会で会員に分配する旨の決議をすることができない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

## 第10章 補則

(委員会)

第43条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

(事務局)

第44条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、理事会の了承を得て事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長は、理事会の同意を得て会長が委嘱し、職員は会長が任免するものとする。

4 事務局の運営に必要な事項は、会長が定め、理事会に報告するものとする。

(実施細則等)

第45条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第

1 項に定める一般社団法人の設立登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は、廣田隼人とする。

3 社団法人中部電気管理技術者協会の会員である者は、第7条の規定にかかわらず、一般社団法人中部電気管理技術者協会の登記の日から本会の会員になったものとみなす。

附 則（平成28年5月31日 一部改正）

1 この定款は、平成28年6月1日から施行する。